

○品田委員長 ただいまより、経済文教常任委員会を開会いたします。

本日の会議に、上野委員から欠席する旨の届出があります。

初めに、1、請願・陳情議案の審査についてを議題といたします。

陳情第14号、シルバー人材センターの会員への配分金についてインボイス制度の適用除外とする等の措置を講ずることを求める意見書の提出を求めることについて、及び陳情第17号、いじめ対応についての説明に関することについては、本日、会派が欠けているため、保留とさせていただきます。委員の皆様、そのような取扱いでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○品田委員長 それでは、今回は保留とさせていただきます。

次に、2、学校及び社会教育に関する事項についてを議題といたします。

(1) 旭川市民文化会館大ホールの使用停止に伴う損失補償について、理事者から報告願います。

○高田社会教育部長 旭川市民文化会館大ホールの使用停止に伴う損失補償につきまして、御報告いたします。

本件は、昨年12月4日、旭川市民文化会館小ホールにおいて、どんちょうの落下事故が発生し、大ホールのどんちょうについても緊急点検を行ったところ、落下のおそれがあることが判明したことから、昨年12月9日から12月20日までの間、大ホールの使用を停止いたしました。これに伴いまして、催事を中止等せざるを得なくなった主催者に損失が生じたことから、申出があった2団体に対し、損失補償を行ったものでございます。

損失補償の額につきましては、1団体が、出演者のキャンセル料など3万9千14円、もう1団体が、舞台製作業務のキャンセル費、公演場所の変更に伴う移動・輸送経費、公演中止告知の広告費など、191万1千840円と定め、3月31日に確認書を取り交わし、4月に支払いを行ったものでございます。

以上、御報告申し上げます。

○品田委員長 ただいまの報告につきまして、特に御発言はありますか。

(「なし」の声あり)

○品田委員長 なければ、この件に関わり出席している理事者につきましては、退席いただいて結構です。

続きまして、(2) 教育委員会がオンライン学習用モバイルWi-Fiルータを導入した件について、この件につきまして、高橋ひでとし委員から発言の申出を受けております。

それでは、御発言願います。

○高橋ひでとし委員 まず冒頭、資料要求をしたいと存じます。

○品田委員長 ただいまの資料要求の申出について、受けることでよろしいですか。

(「はい」の声あり)

○品田委員長 それでは、要求資料の内容について、発言願います。

○高橋ひでとし委員 旭川市教育委員会が令和2年8月20日、入札により某社Wi-Fiルーター4千400台を導入した件について、同入札の事前調査がなされた同年7月3日時点における同

入札に係る仕様書、同じく同10日の仕様書、及び同27日に行われた同選定委員会時点の仕様書の以上3点の各仕様書の提出を求めます。

○品田委員長 資料確認のため、暫時休憩します。

休憩 午前10時05分

再開 午前10時06分

○品田委員長 再開します。

要求資料の提出の可否と時期について、理事者から発言願います。

○品田学校教育部長 ただいま高橋ひでとし委員から要求がありました、令和2年度に学校教育部が購入したモバイルWi-Fiルーターの令和2年7月3日時点の仕様書、同年7月10日時点の仕様書、同年7月27日開催の入札参加者選定委員会時点の仕様書の3点につきましては、直ちに提出をさせていただきますので、よろしく願いいたします。

○品田委員長 ただいま要求のありました資料につきましては、委員会資料として扱うことでよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

○品田委員長 そのように扱わせていただきます。

資料配付のため、暫時休憩します。

休憩 午前10時07分

再開 午前10時08分

○品田委員長 再開します。

資料の説明は必要ですか。

(「要りません」の声あり)

○品田委員長 資料の説明については省略させていただきます。

それでは、引き続き御発言願います。

○高橋ひでとし委員 当該契約は、令和2年7月初旬の業者への事前調査を経て、同28日、一般競争入札とすることが決裁されて、入札日が同8月20日と定められ、これに向けて、同7月31日から同8月20日までの間、公告され、最終的に、市内計10者が入札に参加した結果、市内某社が落札し、消費税を含め3千794万5千600円で契約を締結したというものであります。

問題は、同契約当時、情報セキュリティ保持の見地から、中国某社、以下A社としますが、A社の情報機器への疑念が、米国のみならず我が国でも大きく報道され、その結果、国において、平成30年12月10日、IT調達に係る国の物品等又は役務の調達方針及び調達手続に関する申合せがなされたこと、及び、同申合せにより、事実上、A社製情報機器の調達を差し控えるべき状況にありました。それにもかかわらず、かかる契約によって、旭川市は、まさに、そのA社の情報機器を調達してしまいました。これは、確かに、当該申合せが国家機関内部のものにすぎず、地方の行政機関を法的に拘束するものではないとしても、今回の契約は、2つの問題を生じさせたと考えられます。

1つ目は、教育現場における情報セキュリティ保護の見地からは、情報漏えい等の重大な問題

が生じ得る事態を現に招き、現に使用中の生徒や保護者に対して、個人情報漏えいの不安を生じさせていることです。2つ目は、政策的見地からも、国の方針に真っ向から反する対応を旭川市が求めて行ったと評価され、旭川市民の旭川市行政に対する政治的変更可能性や不信感を生じさせたことです。この2点において、適法性ではなくて、その不当性は当然に重大な問題として議論されるべきであると私は考えます。

そこで、この問題について質問します。まず、本件契約による導入当時、担当部署である教育委員会として、先ほどお示しした国の申合せの存在及びその内容を把握していたことに間違いはありませんね。

○吉岡学校教育部学務課主幹 令和2年7月の時点で、国の申合せにつきましては、国の行政機関及び独立行政法人、サイバーセキュリティ基本法に定める指定法人を適用の対象とし、申合せの別紙に記載されている5項目の事項に該当する調達を対象としたものであると把握しておりました。

○高橋ひでとし委員 先ほど御開示いただいた3通の仕様書は、いずれも、本件契約の対象業者向けの対象製品の仕様書であり、まず1通目は、令和2年7月3日時点で業者への事前調査のため作成し、業者へ提示されたものであり、2通目は、同10日時点における仕様書であり、3通目は、同27日の本件契約に係る選定委員会時の仕様書で間違いありませんね。

○吉岡学校教育部学務課主幹 間違いございません。

○高橋ひでとし委員 驚くべきことに、同じ契約に対する仕様書であるにもかかわらず、それぞれ内容が異なっています。

まず、7月3日の1通目においては、第3項、参考製品には、富士ソフト株式会社製及びこれと同等以上の製品とする旨の記載があり、第4項、キでは、持続時間が最大20時間以上とされています。ところが、同10日時点、つまり、1週間後の2通目においては、突如、第3項、参考製品にA社製品が明記され、さらに、第4項、キも、最大12時間以上に性能が下げられています。この1週間の間に一体何があったのか、その経過と理由を御説明ください。

○吉岡学校教育部学務課主幹 経過につきましては、まず、学校教育部から契約課にモバイルWi-Fiルーターの購入依頼をした後、令和2年7月3日に、契約課が登録事業者を対象として参考見積書を徴する事前調査を実施しました。この際の仕様書の中では、参考製品として記載している製品以外の製品で入札に参加する場合には、事前に学務課に問合せをし、同等品として承認を受けることとしておりました。この事前調査の中で、調査対象となっている契約課の登録事業者から学務課に対して、仕様書に記載する参考製品と同等以上の製品として、A社の製品を承認するかの照会がございました。

まず、学校教育部内で仕様について検討した結果、A社の製品は、連続通信時間が仕様書に記載している20時間以上を下回る12時間以上となっていました。健康面の配慮から、長時間ICT活用をしないよう学校から児童生徒へ指導している中で、家庭学習用に使用する連続通信時間はそれほど長いものである必要はなく、当初の仕様書に記載していた参考製品の仕様を引用した20時間以上が絶対に必要であるという理由はないため、12時間以上でも十分であると判断しました。また、A社製品は、通信速度が数値上では参考製品の約2倍の速さで、当初の参考製品よりも性能が上がる部分もあり、実際の使用を考慮したときに、性能面では問題がないものと判断いたしました。あわせて、国の申合せにつきましては、国の行政機関及び独立行政法人等を対象としたもので

あるものと理解していたとともに、特定のメーカーの製品について記載されたものではないこと、申合せの中で対象とする5項目のうち、「国家安全保障及び治安関係の業務を行うシステム」「番号制度関係の業務を行うシステム等、個人情報極めて大量に取り扱う業務を行うシステム」「機能停止等の場合、各政府機関等における業務遂行に著しい影響を及ぼす基幹業務システム、LAN等の基盤システム」「運営経費が極めて大きいシステム」の4項目につきましては、該当するとの認識には至りませんでした。また、残りの「機密性の高い情報を取り扱うシステム並びに情報の漏洩及び情報の改ざんによる社会的・経済的混乱を招くおそれのある情報を取り扱うシステム」につきましても、モバイルWi-Fiルーターの使用は、教員がカメラに向かって授業をする様子や、学習課題などの情報を学校と児童生徒の間でやり取りするものであることを踏まえ、該当するには至らないと判断したところであり、これらのことから、A社の製品を排除する合理的な理由がないものと判断し、参考製品と同等品以上の製品として承認することとし、仕様書の参考製品にA社製品を加え、連続通信時間を12時間以上とすることにいたしました。

仕様書の変更は、その時点で契約課が実施中であった事前調査に影響が生じるため、学校教育部としましては、可能な限り速やかに仕様書の変更についての検討を行い、その結果を7月10日に契約課へ伝え、事前調査における仕様書の修正を依頼したものです。

理由については、ただいま申し上げましたとおり、A社の製品につきましては、性能面につきましては、連続通信時間は使用目的を踏まえると不足することなく、十分なものであるとともに、通信速度など、総合的に判断すると、参考製品と同等以上の製品と考えられ、また、排除する合理的な理由はないものと考えたことによるものです。また、A社製品を同等以上の製品として承認するかは、登録事業者から直接、学務課にございました。

○高橋ひでとし委員 そここまで検討して、A社製品を対象製品としていいというふうに学務課内では判断したと。その上で、参考製品として明記までしたと。ところが、僅か約2週間後の同7月27日、選定委員会時点の3通目の仕様書では、なぜか、第3項で明示されていた参考製品としてのA社製品の記載だけが抹消されて、それにもかかわらず、第4項、キの持続時間は下げられた12時間以上のままとされています。このA社参考製品抹消の事実は、明らかに不自然であり、しかも、第4項、キの性能が下げられたままということになれば、当時、市場から、国の申合せによって事実上排除されていたA社製品が本件契約において入札されることは確実な状況であったものと推察されます。現に、選定委員会内での議事録を見ても、各委員からその懸念が示され、一部委員からは、ほぼA社で確定となるのではとの疑念すら呈されていました。

そこで質問ですが、何ゆえ、3通目の仕様書において、A社参考製品の記載、これだけが抹消されたのか。その経過と理由をお示してください。

○吉岡学校教育部学務課主幹 経過につきましては、契約課の事前調査において、7月10日に学務課が契約課に仕様書の変更を依頼しておりますが、仕様書は、最終的には契約課が発注課と協議して作成しております。協議時に契約課から、入札参加資格者は、事前調査によりA社製品が同等以上の製品の対象になることは承知しており、あえてA社製品を挙げる必要性がないため、仕様書の参考製品にA社製品名を記載しないとの話があり、学務課も了承したものです。

A社製品名を記載しないことにした理由につきましては、今回、契約課に確認したところ、当時の社会情勢などから、併記した状態で入札手続を進めたときに、A社をよしとしない者からの圧力

や妨害などがあると公正な入札が阻害されることを懸念したことによるものと聞いております。

○高橋ひでとし委員 要するに契約課のせいだということと、あと、記載を抹消したことが、公正な取引のために入札が阻害されることを防止するためだと。記載しないほうがよっぽど不公正じゃないかというふうに私は考えます。

次に、何ゆえ、選定委員会時点でも、第4項、キの性能が、その3通目の仕様書において下げられたままとされたのか。その経過と理由をお示してください。

○吉岡学校教育部学務課主幹 経過についてですが、学務課では、仕様書については7月10日にA社製品を同等以上の製品として承認し、連続通信時間を12時間以上とする変更をした後、見直しをしていないことにより、第4項、キの連続通信時間については、7月10日時点から変更しておりません。

理由につきましては、参考製品と同等以上の製品についての事業者からの照会は、A社製品の1件のみであり、仕様の再精査はこのときにしか行っておらず、仕様における性能等については、7月10日に変更した仕様書が発注課としての最終的なものであるためです。

○高橋ひでとし委員 最終的なものである7月10日の仕様書から、何で7月27日の時点で、そのA社製品の参考製品としての記載が抹消されているのか。このように性能が下げられたままで、あえてA社製品の明示を抹消したということになれば、これは合理的に考察すれば、本件入札は、そもそも7月10日前後の時点から、当初から学務課がA社製品導入を目的としてその条件としての性能を下げ、社会の批判をかわすためにA社製品明示を途中から抹消し、予定どおり、A社製品を入札させたものであって、巧妙に仕組まれたシナリオに基づいて、そのとおりに進められた問題ある契約であったと推認されます。

この点に関する教育委員会の見解を求めます。

○吉岡学校教育部学務課主幹 先ほどから経緯を説明しておりますとおり、特定の製品を導入する意図はなく、事前調査において事業者からの照会があり、機能が家庭学習用として十分であると考えたことや、A社製品を排除する合理的な理由がないものと判断したことから、A社製品を同等以上の製品であると認めたため、事前調査の仕様書の変更を契約課に依頼し、最終的に契約課が入札用の仕様書を作成して入札を実施した結果、A社製品で入札に参加した事業者が落札したものです。

仕様書にA社製品名を記載しなかったことにつきましても、先ほど申し上げましたとおり、学校教育部が契約課に依頼したのではなく、何らかのシナリオがあったというような事実はございません。当時の学校教育部としましては、新型コロナウイルス感染症感染拡大により、全市一斉の学校の臨時休業など、学校運営への影響がいつ起こるか分からないものと考えており、また、複数の事業者から、テレワークの拡大によってモバイルWi-Fiルーターが品薄になっているとの話を聞いておりましたので、できるだけ早く、用途に必要とされる機能を有する製品を整備することが必要と考えておりました。特定の製品を導入しようという意図はございませんでした。

○高橋ひでとし委員 一部情報によれば、某政治家が教育委員会に圧力をかけて、このようなストーリーにしたんじゃないかと、そういううわさもあります。そのような事実があったかどうか、あったとすれば、その政治家は誰で、どのようなことを言われたのか、お示してください。

○吉岡学校教育部学務課主幹 そのような事実はございません。

学務課が行った7月10日時点の仕様書の変更については、契約課の事前調査の対象事業者から、

参考製品と同等以上の製品についての問合せを受け、必要な機能等を再精査したことによるものでございます。

○高橋ひでとし委員 結論として、要するに、今回、A社製品をあえて導入した理由、最終的な理由について、具体的に御説明ください。

○矢萩学校教育部学務課長 学校教育部として、まず、A社製品を入札参加の対象の製品として承認した理由につきましては、契約課の事前調査において、事業者からA社製品について、参考製品と同等以上の製品であるかについての照会があり、連続通信時間や通信速度などの性能について検討した結果、家庭学習用として使用するのに十分な性能を有していたことがございます。さらに、国の申合せにつきましては、自治体には適用されないものであるとともに、特定のメーカーの製品について記載されたものではないと認識しており、国からは、A社の製品の取扱いについての通知等もなく、また、当時、A社の製品は、通常に市場に流通しており、自治体が排除する合理的理由がないと判断をしたものです。

これらの理由から、A社製品で入札に参加することが可能な仕様書としたものであり、A社製品を導入した理由については、入札の結果、A社製品で参加した事業者が落札をしたためです。

○高橋ひでとし委員 我が国の法制度上、特定者、特定個人とか特定企業をターゲットとした法令、政令を定め、その規律をすることはできず、一般的、抽象的な内容とせざるを得ないと理解しています。そのような法制度の下で、国が、今回、あえて、A社製品を事実上排除する措置を行ったというのは、極めて例外的かつ重大なことであり、国の真意というものを地方もしっかりと解釈すべきであったと考えられます。その背景にある国の真意というのは、すなわち、アメリカなど欧米諸国に足並みをそろえるという外交方針、外交政策に存在した可能性も否定できません。本件が、そのような国の外交方針や外交政策を阻害し、これに悪影響を及ぼした可能性があることについての市の見解を求めます。

○矢萩学校教育部学務課長 家庭学習用のモバイルWi-Fiルーターの入札におきまして、A社製品での参加を認めた理由につきましては、さきに述べたとおりであり、当時の学校教育部の判断につきましては、国の外交方針や外交政策に反するようなものであるとは思いません。

○高橋ひでとし委員 思い至らなかったというか、つまり過失を認めたという話かもしれないというふうに、私としては理解しました。

今後についてなんですが、これがすごい重要な話だと思います。現在使用中の本件機器の情報セキュリティ保護への対応について、どのようにお考えでしょうか。

○矢萩学校教育部学務課長 学校における学習成績や連絡先などの個人情報、学校にサーバーを設置して、学習用のタブレット端末とは物理的に分離した校務用のネットワークで処理をしていることから、一定のセキュリティ保護の対策を取っているものと考えております。また、一般的な対応ということになりますが、学習用のタブレット端末は、インターネット環境を使用するものであり、新型コロナウイルス感染症による学級閉鎖等における家庭学習などにおいては、教員がカメラに向かって授業する様子や、学習課題などの情報を学校と児童生徒の間でやり取りしているところですが、タブレット端末から発信した提出物などの情報は、クラウドに送られて、アカウント情報と照合されるまでは個人を特定することはできないものとなっています。しかし、タブレット端

末で家庭学習をする際には、多くの場合、家庭のWi-Fi環境を使用していますが、それぞれの家庭における通信機器のセキュリティーの状況も視野に入れた大きな視点で考えていく必要があるものと考えております。

このことから、本件機器の使用の有無を問わず、家庭学習で取り扱う情報について、学校や関係する事業者などに意見を求めながら、必要な対策について検討してまいりたいと考えております。

○高橋ひでとし委員 本件機器を現在使用中のお子さんたちの中には、そういうふうに不安を持っているお子さんもいらっしゃるかもしれません。その生徒たちに対する情報セキュリティー問題の周知についてはどのようにお考えでしょうか。

○矢萩学校教育部学務課長 本件機器を同様に使用している自治体があることは承知しておりますことから、使用に当たってのセキュリティー対策に関する情報交換を行うとともに、安全対策上の措置等が取られているのかも含めて調査をし、対応を検討してまいります。

○高橋ひでとし委員 今の御回答の中で、安全対策上の措置等が取られているのかも含めて調査し、対応を検討するという事なんですが、安全対策上の措置って何ですかね。

○矢萩学校教育部学務課長 情報セキュリティーに関するどのような安全対策上の措置が取られているかについて、調査をして、対応を検討してまいりたいと思います。

○高橋ひでとし委員 じゃ具体的にどういう措置かという話です。

○矢萩学校教育部学務課長 どのような具体的な措置かについても、調査の中で調べていきたいと思っております。

○高橋ひでとし委員 要するに何もしないということですね、そしたら。

今後、旭川市において、同様の情報機器等の導入の必要性が生じた場合、その際の教育委員会の方針及び考え方についてお示してください。

○品田学校教育部長 教育委員会といたしましては、今後、同様の情報機器等の導入の必要性が生じた場合につきましては、その都度、国の考え方や社会情勢、また法的根拠など、様々な点を考慮しながら事業実施に努めるとともに、今回のように、市民に不安が生じるということであれば、そうしたことがないような適正な対応に努めてまいりたいと考えているところでございます。

○高橋ひでとし委員 事業者から、ある機器等について、その対象製品になるかどうか照会があった場合、その都度、今回のように仕様書をころころ変更する、そういうことは考えているんですか。

○矢萩学校教育部学務課長 仕様書を最初に作成する前に調査を行った上で、作成はしているところなんですけれども、事前調査など、事業者に仕様書を示した後に、新たな同等品と思われる製品の提案を受ける場合がございます。その場合は、今申し上げましたように、性能ですとか国の考え方、社会情勢、法的根拠など、様々な点を考慮しながら考えていきたいと思っております。

○高橋ひでとし委員 質疑を終わります。

○品田委員長 ほかに御発言はありますか。

○能登谷委員 すいません、急ですが、ちょっと今のことに関連して、高橋ひでとし委員とちょっと違う角度で重ねて聞きたいと思っております。

今、聞いた中で、おととしもこのような議論をさせてもらったと思うんですね。たしか林議員も質疑していたと思っておりますし、私のほうは別の角度で、中小業者の仕事確保という点で、なぜ市内事業者を分けて発注しないんだということが、当時、議題になったと思うんです。

それで、モバイルWi-Fiルーター4千400台について、これは落札価格が幾らだったのか、ほかの札を入れた価格はどういう状況だったのか、結局、一括の発注なのか、分割なのか、その辺のところ、ちょっと概要をお聞かせいただきたいと思います。

○品田委員長 契約課でやっていることだと思うんですけど、学校教育部で把握できていますか。

○矢萩学校教育部学務課長 落札価格についてであります。3千449万6千円であります。すみません、質問内容をもう一度……。

○品田委員長 能登谷委員、質問内容をもう一度言っていただけますか。

○能登谷委員 落札した三千四百何ぼというのは、冒頭にもおっしゃったと思うんですね。それで、ほかの業者がどうだったのかということですね、ばらけていると思うんです。それらがどうだったのかということと、それから、発注は4千400台一括だったのか、分割なのか、それらを聞こうと思ったんですが。

○矢萩学校教育部学務課長 ほかの業者につきましては、4千309万円、4千840万円、4千686万円、4千800万円、3千476万円、4千884万円、4千840万円、4千488万円、5千104万円でした。なお、一括の入札となっております。

○能登谷委員 このときは、このモバイルWi-Fiルーターだけじゃなくて、端末も含めて、それから充電するキットなどなど、すごい金額だったんですよ。だから、全部で10億円ぐらいだったろうか、もうちょっとあったのかな。それらが全部、コロナ対策予算だったと思うんですよ、結局、この財源は。だから、学校教育に資するものであり、コロナ対策としても重要だという中で予算執行されたと思うんですね。そういう意味では、市内業者は本当にコロナで冷え込んで大変だった中で、広く市内業者の受注機会を拡大するというのを念頭に置くべきでなかったのかというようなことを質疑したと思うんですが、それらは仕様書には反映されていないと思うんですよ、率直に言って。そういう考えは、当時、学校教育部は持たなかったんでしょうか。

○吉岡学校教育部学務課主幹 本件の入札につきましては、契約課と協議をした結果、市内事業者を対象とする入札となっております。

○能登谷委員 市内事業者になるのは、それは当然だと思うんですけども、広くいろんな企業に受注機会を広げるということが、私はテーマでなかったのかなと思うんですよ、コロナ対策予算である限りは。1社だけでなく、市内のいろんなところに全体として仕事をしてもらおうということが必要だったんじゃないかなと思うんですね。

例えば、小規模修繕の登録事業、学校では小破修繕について、でかい修繕は確かにできる場所、できないところがあるんだけど、小さいところについては一括にしないで、小さいまま小規模修繕事業者に登録して、学校教育部のほうから学校の修繕を発注する制度を持っていると思うんですよ。そういうことを考えていけばね、当然、これらのことも分けて発注するということも必要だったと思うんですけども、それは実際、そうならなかったからこれ以上言いませんけども、今後、やっぱりそういう意識を持つ必要があるんじゃないか、学校教育部としても、修繕ではそういう考え方を持っているわけだから。いろんな機器の導入に当たっても、市内業者についての配慮、広く受注機会を増やすということが必要だったと思うんですけども、今後についての考え方を聞かせたいと思います。

○品田学校教育部長 ただいまお話がありました内容でありますけれども、この購入に当たりまし

ては、国の交付金を使うということで、ちょっと予算が限られていたということもありまして、その金額の中での機器の製品の選定ということが前提にあったということでもあります。

また、購入に関わりまして、分割での購入ということもありますけれども、たしか、この製品につきましては、購入した後にいろいろと設定があるということがありまして、それで一括で購入して設定を順次行ってということで、例えば、同じ製品であっても、その設定の部分でそごが生じないようにということを考えてものですから、この製品の購入に当たっては一括で買ったという状況でございます。

今後、いろいろと学校教育部内でもそういった購入の機会が多々あると思いますけれども、委員がお話しされたような、施設修繕の場合は分割でということをやっておりますので、いろんな方策も含めまして検討していきたいと考えております。

○能登谷委員 終わります。

○品田委員長 ほかに御発言ございますか。

(「なし」の声あり)

○品田委員長 なければ、以上で予定していた議事は全て終了いたしました。

その他、委員の皆様から御発言はございますか。

(「なし」の声あり)

○品田委員長 それでは、本日の委員会はこれをもって散会いたします。

散会 午前10時44分